

規制改革実施計画（R2.7）に関する検討状況 （農産物検査規格）

令和2年10月19日

農林水産省
政策統括官

目 次

1	農産物規格・検査の見直しに向けた農林水産省の対応	1
2	規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）と対応方向	2
3-1	農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の設置（本年9月）	3
3-2	これまでの検討会の議事運営と今後の議事運営について	4
3-3	農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の主な意見	6
3-4	穀粒判別器による鑑定について	7
3-5	「農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化」に係る議論の方向（例） （規制改革実施計画実施事項a）	8
	（参考）A I 画像解析等による次世代穀粒判別器の開発に関する予算要求	9
3-6	「新JAS規格の制定」に係る議論の方向（例）（規制改革実施計画実施事項b）	10
4	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直しについて（補助金）	11
5	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直しについて（食品表示制度）	12
	（参考）現行の農産物規格・検査の概要	14
	（参考）登録検査機関の運営について	15
	（参考）農産物検査員の資質の向上について	16

1 農産物規格・検査の見直しに向けた農林水産省の対応

農業競争力強化プログラムによる見直し方針の決定

○平成28年11月 農業競争力強化プログラム

農産物の規格(従来の出荷規格・農産物検査法の規格等)についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。



○平成29年8月 農業競争力強化支援法施行

第11条第2項
農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

農業法人をはじめとする現場からの声を踏まえた見直し事項の検討

農業法人を含む現場関係者の意見を幅広く集約

農産物規格・検査に関する懇談会 【平成31年1月～3月】

法人協会、集出荷団体、卸、中食・外食、消費者などから構成し、農産物規格・検査のあり方を議論

農産物検査規格検討会 【令和元年10月～】

法人協会、集出荷団体、卸、小売、消費者などから構成し、農産物検査規格の見直しに向けて設置・開催

主な検討項目

①穀粒判別器の活用
〔令和元年11月告示改正〕

②検査事務の効率化
〔令和元年7月省令・告示改正〕

③検査員の検査精度向上
〔令和元年5月通知改正〕

④規格項目の追加・見直し
〔着色粒・胴割粒を検討中〕

⑤交付金の交付要件の見直し

⑥産地・品種・産年の表示要件の見直し

2 規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）と対応方向

(7) 農産物検査規格の見直し

9 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和2年度検討開始、令和3年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したものに見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- ① 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- ② 農業者に多様な選択肢（自主検査含む）が提供されるようにすること
- ③ 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- ④ 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

（なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。）

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

- ① 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- ② 検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減
- ③ 目視及びその他の人的（主観的）鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更（その後も技術の進展成果は積極性に活用）
- ④ 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- ⑤ 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し
- ⑥ 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- ⑦ 穀粒判別器等科学的検査の普及と更なる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新JAS規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだJAS規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣習の総点検・適正化及び新JAS規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね1年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

10 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和2年度措置】

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

- a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金
農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。
- b 産地、品種、産年などの食品表示
食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。
また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。
以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」において議論

農林水産省、消費者庁において、令和2年度中に措置

3-1 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の設置(本年9月)

主な検討項目

- (1) 1等、2等区分の等級区分と名称の見直し
- (2) 検査方法等の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト低減
- (3) 目視等の人的鑑定項目の客観化と穀粒判別器等による機械的計測への早期の変更
- (4) 皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し
- (5) 都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し
- (6) 量目、荷造り及び包装規格の簡素化
- (7) 穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進
- (8) 輸出や高付加価値化に向けて民間主導のJAS制定の支援

検討会委員

飯塚 悦功	東京大学名誉教授、公益財団法人日本適合性認定協会理事長
井村 辰二郎	アジア農業株式会社代表取締役
岩井 健次	株式会社イワイ 代表取締役
◎大坪 研一	新潟薬科大学応用生命科学部応用生命科学科特任教授
金澤 徹	株式会社大戸屋ホールディングス執行役員マーケティング部長
栗原 竜也	全国農業協同組合連合会米穀生産集荷対策部長
白井 恒久	わらべや日洋ホールディングス株式会社取締役常務執行役員
千田 法久	千田みずほ株式会社代表取締役社長
夏目 智子	特定非営利活動法人ふぁみりあネット理事長
藤代 尚武	正林国際特許商標事務所技術標準化事業部長
三澤 正博	木徳神糧株式会社特別顧問
森 雅彦	日本生活協同組合連合会商品本部農畜産部特別商品グループマネージャー
山崎 能央	株式会社ヤマザキライス代表取締役

(敬称略、五十音順、◎は座長)

3-2 これまでの検討会の議事運営と今後の議事運営について

- 規制改革実施計画を踏まえた検討を進めるため、検討会委員には、国際規格の有識者（飯塚委員）や、これまで規制改革推進会議農林水産WGで意見を聞かれた方々（井村委員、岩井委員、千田委員、藤代委員、山崎委員）にも就任いただいた。
- 検討会を9月に設置。来年5月までに概ね月1回ペースで開催する予定。
- 今後の委員間の検討に資するよう、まず、第1回から第3回は農業者などの意見、穀粒判別器などの技術開発の動向、他分野の状況も含めた品質管理システムやスマートフードチェーンの状況についてのヒアリングを実施。第4回以降、具体的な課題の検討・整理を進めていく予定。

第1回検討会（9月4日）

農業者、卸売業者、農産物検査員から
農産物検査規格についてヒアリング

[ヒアリング対象者]

- ・ 農業者：有限会社横田農場 代表取締役 横田 修一 氏
- ・ 卸売業者：株式会社神明 取締役常務執行役員 森 竜哉 氏
- ・ 検査員：新潟県主食集荷商業協同組合業務部長 加藤 貴俊 氏

第2回検討会（9月30日）

- ・ 農林水産省から穀粒判別器等について説明
- ・ 穀粒判別器の開発企業、穀粒判別器に関心を持つAI企業等からヒアリング

[ヒアリング対象者]

- ・ 株式会社ケツト科学研究所 渉外部署長 江原 崇光 氏
- ・ 株式会社サタケ 選別・計測・計量グループ長 石突 裕樹 氏
- ・ 静岡製機株式会社 技術部次長 青島 由武 氏
- ・ 株式会社オプティム農業事業部マネージャー 大澤 淳 氏
- ・ 株式会社スカイマティクス 執行役員 伊達 卓馬 氏

第3回検討会（10月末予定）

海外・他分野の取り組み等も含め、
品質管理システムやスマートフードチェーンの状況
についてヒアリング予定

[説明者及び説明内容（予定）]

・ I S Oの全体像と品質管理マネジメントシステムについて

一般財団法人日本規格協会理事 中川 梓 氏

・ 他分野における試料の抽出方法について

一般財団法人日本品質保証機構
マネジメントシステム部門主幹 天坊 容子 氏

・ スマートフードチェーンについて

公益財団法人流通経済研究所
農業・地域振興研究開発室長 折笠 俊輔 氏

第4回以降

具体的な課題の検討・整理を実施

[検討の流れ（想定）]

第4回 ・ 各委員から意見を聴取（全般）
 ・ 検討課題整理

第5回・第6回 ・ 等級区分と名称見直し
 ・ 機械的計測への早期の変更
 ・ 検査コスト低減
 ・ 新たなJ A S

第7回・第8回 ・ 都道府県毎の産地品種銘柄の見直し
 （手続き含む）
 ・ 量目・荷造り・包装規格の簡素化

第9回 ・ 皆掛重量についての検査、余マスの
 見直し

第10回（5月頃） ・ とりまとめ

3-3 農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会の主な意見

【検査規格】

- ・特に1等、2等、いわゆる格付検査に関しては、生産者と卸の品位基準の取組だと認識。
- ・穀粒判別器に即した新たな基準を作ることが必要。目視検査の場合は、1等～3等の境目がグレーな部分と感じている。基準を作ることで穀粒判別器でデジタル的に分けができるのではないか。
- ・穀粒判別器で表示される数値と、等級の数字が合わないことがある。
- ・今の検査規格とは別に、穀粒判別器を利用する場合の新たな農産物規格を策定すれば良いのではないか。

【穀粒判別器の活用】

- ・将来的にスマホでQRコードを読み取れば等級がわかって、一連の作業も確認できるようになれば、不正防止にもなり、希望が持てる農産物検査になる。
- ・将来像として、乾燥・調製機器と連動させ、穀粒判別器で得られた外観品質を営農支援に役立てたり、出荷品質の集積も可能。データを用いて選別機を調整することで品質コントロールに活用できればと考えている。
- ・判定基準が明確化できれば、測定データ及びAI解析で歩留まりとの相関性等、生産者・実需者が納得できる定量化ができる。
- ・測定機器で取得した情報をクラウドに上げ、AI解析することで、新たな価値情報を創造できる。将来的にはデータの相関関係をAIでアルゴリズムを作り、プラットフォーム上で共有化することも可能。
- ・穀粒判別器の活用は、生産・流通・消費の全てにメリットがある議論と捉えている。
- ・穀粒判別器のマーケットのシェアを拡大していくようなメカニズム、コンソーシアムなどを設立し、新しい技術を開発していくような機構を作って欲しい。

【商慣習】

- ・正味重量不足の責任は、なぜ生産者の負担になるのか。余マスをゼロにするということではなく、余マスが何のためにあるのかを明確にできれば良い。
- ・(余マスは)販売する側の重量の、いわゆるお客様に対する欠減していたら申し訳ないという問題なので、売る側の誠意の問題だと思う。生産者側がどのように捉えて、どのようにお客様に買っていただくような考え方をしているか聞いてみたい。

3-4 穀粒判別器による鑑定について

○ これまでに仕様確認を終えた穀粒判別器

株式会社ケツト
科学研究所

機種名：「RN-700」



株式会社サタケ

機種名：「RGQ1100A」



静岡製機株式会社

機種名：「ES-5」



○ 穀粒判別器による鑑定を可能とした項目



死米



着色粒



胴割粒



碎粒

測定結果（データ）は、本体ディスプレイ・プリンタ出力の他、パソコンによる精緻な解析が可能

●本体ディスプレイ

合計	1021粒	検
胴割粒	6.9%	▲
碎粒	0.8%	
白未熟	2.2%	

●内蔵プリンタ印字例

白未熟粒	3.9%
碎粒	0.7%
胴割粒	2.9%
死米	0.2%
着色粒	0.1%
合計	1078粒

《株式会社ケツト 科学研究所》

●パソコン・タブレット

分類	粒数	パーセント
整粒等	815粒	87.1%
白未熟粒	37粒	3.4%
碎粒	2粒	0.1%
胴割粒	58粒	6.1%
死米	4粒	0.3%
着色粒	0粒	0.0%
その他	34粒	3.1%
異物等	0粒	0.0%
合計	950粒	

分類	粒数	パーセント
整粒等	815粒	87.1%
白未熟粒	37粒	3.4%
碎粒	2粒	0.1%
胴割粒	58粒	6.1%
死米	4粒	0.3%
着色粒	0粒	0.0%
その他	34粒	3.1%
異物等	0粒	0.0%
合計	950粒	

3-5 「農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化」に係る議論の方向（例） （規制改革実施計画実施事項a）

- 検討会では、「等級区分の見直し」（実施事項a-①）や「現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更」（実施事項a-③）に関し、委員より「穀粒判別器を利用する場合の新たな規格を策定すれば良い」「穀粒判別器に即した新たな基準を作ることが必要。基準を作ること、穀粒判別器でデジタル的に分けがけるのではないかな」等の意見。
- また、穀粒判別器等の普及と精度向上に向けた技術開発の推進（実施事項a-⑦）に関し、委員より「穀粒判別器のマーケットシェアを拡大していくメカニズムや新しい技術を開発していく機構が必要」等の意見。

議論の方向（例）

- ・ 現行の規格に機械を合わせるのではなく、機械の長所が活かせる規格を創設すればよいのではないかな
- ・ 機械で鑑定するのであれば、検査証明（検査のアウトプット）は各項目につき、具体的数値で示せるのではないかな
- ・ 機械鑑定の場合の米の農産物規格も考えられるのではないかな

この他、

- ・ 「検査方法等の徹底した合理化による負担軽減と検査コスト低減」（実施事項a-②）については、申請手続の電子化、穀粒判別器の普及を進めるとともに、サンプリング方法も検討予定。
- ・ 「皆掛重量についての検査や余マスの見直し」（同a-④）については、「米穀の商慣習に関する意見交換会」を9月に開催し、関係者からのヒアリング、実態把握のための調査を開始。
- ・ 今後、
「都道府県毎に産地品種銘柄指定の見直し」（同a-⑤）
「量目・荷造り及び包装規格の簡素化」（同a-⑥）
も含め、現場実態の把握等を進めながら、具体的見直し案を検討。

(参考) AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発に関する予算要求

農林水産研究推進事業

現場ニーズ対応型研究

研究期間：令和3年度～令和7年度

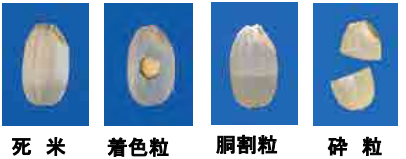
令和3年度予算概算要求額：30(0)百万円

① AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発【新規】

- 食料・農業・農村基本計画では、農産物流通や消費者ニーズの変化を踏まえ、**農産物規格・検査**について、**規格項目の見直し、検査の高度化**を行うこととしている。現在の農産物検査は、精米原料となる玄米の被害の有無等を検査員の目視により確認されているが、①地域や検査員のバラツキが発生することや ②具体的な測定データを示せないこと等の課題がある。
- このような中、令和2年秋から一部検査項目への穀粒判別器の活用が開始されることから、その画像データと測定数値、各用途での利用適性をビッグデータとしてデータベース化し、検査員による鑑定の相当部分を代替できる**次世代穀粒判別器を開発**する。
- これにより、**AI画像解析により規格項目を数値で精緻に示すことが可能**となり、着色粒・胴割粒の含有量等を考慮した、等級のみではない**実需者ニーズに応じた米取引**が可能となる。

生産現場の課題

- ・目視による検査では、地域や検査員によるバラツキがある。
- ・1等、2等という等級のみでは、コメの特徴を把握しきれないなあ。



生産現場の課題解決に資する研究内容

- 次世代穀粒判別器の開発メーカーと連携して、
- ①穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤(WAGRI)等への蓄積、
 - ②ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発、
 - ③AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装
- などを行う。



社会実装の進め方と期待される効果

- ・次世代穀粒判別器を用いた新たな検査項目体系を構築。
- ・玄米外観品質の等級に加え、新たな指標による用途別のコメ取引が実現。
- ・民間機関が実施する農産物検査への活用を積極的に進めるとともに先進農業法人や都道府県普及組織等と連携した普及活動を全国展開。

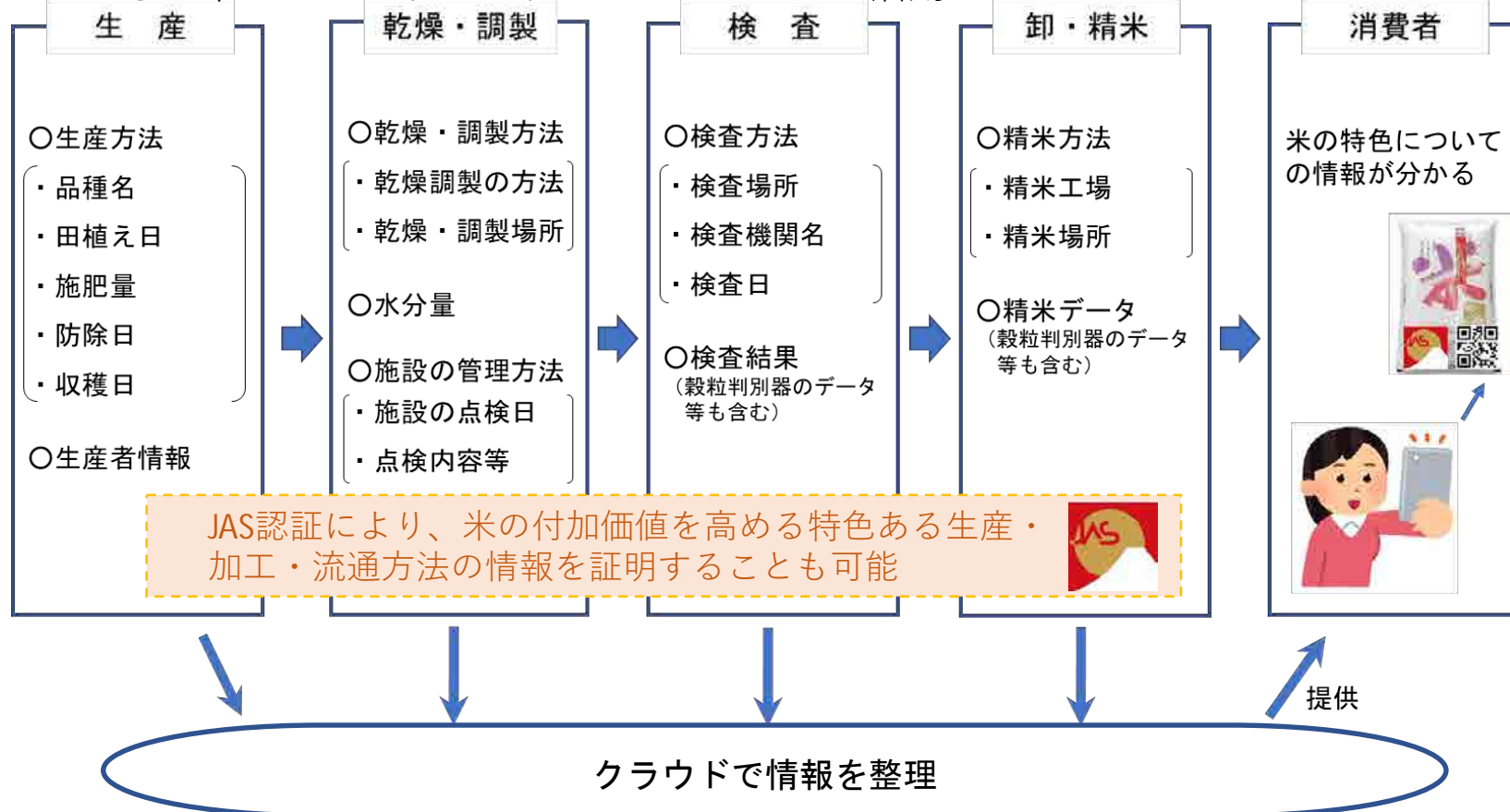
検査等級のみによらない、用途別のコメの取引が実現。海外日本食レストラン向け米輸出が1万トン増加。



3-6 「新JAS規格の制定」に係る議論の方向（例）（規制改革実施計画実施事項b）

- 第3回検討会でスマートフードチェーンについて有識者からのヒアリングを予定。
 （スマートフードチェーンは、国産品の国内外への供給拡大や農業者の所得向上につながるものとして期待。
 スマートフードチェーンを活かし、特色ある生産・加工・流通方法の情報をJASで証明することも考えられる。）
- また、これまでの検討会において穀粒判別器の活用に関連して「QRコードを読み取れば等級がわかって、一連の作業も確認できるようにすれば将来希望が持てる」「将来像として乾燥調製機械と連動させ、穀粒判別器で得られた外観品質を営農支援に役立てたり出荷品質の集積も可能」との意見。

○ 米のスマートフードチェーンとJAS活用のイメージ



4 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直しについて(補助金)

○ 規制改革実施計画を踏まえ、農産物検査を要件とする補助金について、以下のとおり、農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能とするよう見直しを予定。令和3年産からの実施に向け現場関係者への説明を進めている。

1 経営所得安定対策

(1) 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

助成対象数量として、主食用として販売された米穀の数量を国が確認する必要があるため、申請者が①～④を証明することを要件とする。

- ① 販売先において主食用途とすることが決定していること
(販売先の確約書又は契約書等)
- ② 1.7mm以上のふるい目を使用して調製された米穀であること
(1.7mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等)
- ③ 水分含有率16%以下の米穀であること
(水分含有率16%以下であることを明記した販売伝票等)
- ④ 産年、産地、品種が確認できること
(種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等)

(2) 畑作物の直接支払い交付金(ゲタ対策)

助成対象数量として、現行の品質区分と同等のもの数量を国が確認する必要があるため、申請者が①及び②を証明することを要件とする

- ① 品質区分の確認を的確に実施できること

(品質区分の確認方法、実施体制、機械器具の整備状況等が明らかとなる書類等を提出させ、農政局等が妥当性を確認)

- ② 品質区分と同等のものであること

(品質区分の確認の実施状況に関する書類等を作成・保管させ、農政局等が妥当性を確認)

2 水田活用の直接支払交付金

助成対象数量として、加工用・飼料用・米粉用として販売された米穀の数量等を国が確認する必要があるため、申請者が①及び②を証明することを要件とする。

- ① ア 加工用米・米粉用米の場合、
1.7mm以上のふるい目を使用して調製された米穀であること
(1.7mm以上のふるい目で調製したことを明記した販売伝票等)
- イ 飼料用米の場合、被害粒25%以下、異物1%以下等であること
(被害粒25%以下、異物1%以下等であることを明記した販売伝票等)
- ② 水分含有率16%以下の米穀であること
(水分含有率16%以下であることを明記した販売伝票等)

5 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直しについて(食品表示制度)

- 規制改革推進計画に基づく米の産地・品種・産年の表示に係る見直しについては、消費者庁が所管する食品表示基準(内閣府令)の改正に向けて、消費者委員会で検討を進める予定。

農産物検査証明による旨の表示

1 農産物検査証明を受けている場合

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 新潟県 コシヒカリ 2019年 農産物検査証明による		
内容量	〇kg		
精米時期	〇〇. 〇〇. 〇〇		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

2 農産物検査証明を受けていない場合

名 称	精 米		
	産 地	品 種	産 年
原料玄米	単一原料米 新潟県 コシヒカリ 2019年 自社確認による		
内容量	〇kg		
精米時期	〇〇. 〇〇. 〇〇		
販売者	〇〇米穀株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇〇 電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇		

※ 産地・品種・産年について農産物検査による証明があるときは、「農産物検査証明による」旨の表示が可能。

「農産物検査証明による」旨の表示ができない。

表示の根拠となる資料の保管の義務付け

1 表示の根拠となる資料の保管の義務付け

農産物検査による証明
を受けた原料玄米を
用いた場合

➡

農産物検査による
証明を受けた原料玄米を
使用していることの記録
(例)
・ 農産物検査の証明書
など

証明を受けていない
原料玄米を用いた場合

➡

使用している原料玄米の
産地、品種、産年を
証明する資料
(例)
・ トレサ伝票 (産地)
・ 種子購入記録、栽培記録
(品種、産年)
など

2 違反者に対する措置

食品表示基準の遵守の指示・公表
(食品表示法第6条第1項・第7条)



食品表示基準の遵守の命令・公表
(食品表示法第6条第5項・第7条)



1年以下の懲役・100万円 (法人は1億円)
以下の罰金
(食品表示法第20条・第22条)

(参考) 現行の農産物規格・検査の概要

- 農産物規格・検査は、全国統一的な規格に基づく等級格付けにより、主に玄米を精米にする際の歩留まりの目安を示し、現物を確認することなく、大量・広域に流通させることを可能とする仕組み。

○ 農産物検査法(昭和26年法律第144号)(抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(米穀の生産者に係る品位等検査)

第3条 米穀の生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受けることができる。

○ 対象品目

米穀(もみ、玄米及び精米)、麦(小麦、大麦及び裸麦)、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干、そば及びでん粉

○ 農産物検査規格

- ①品位等検査：種類(農産物の種類、生産年等)、
銘柄(産地品種銘柄等)、
品位(等級)、量目、荷造り、包装
- ②成分検査：たんぱく質(米、小麦)、アミロース(米)
及びでん粉(小麦)

【品位の例(水稻うるち玄米)】

項目 等級	最低限度		最高限度					
	整粒 (%)	形質 (未熟粒)	水分 (%) ※	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物				
				計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒 (%)	異物 (%)
1等	70	1等標準品	15.0	15	7	0.1	0.4	0.2
2等	60	2等標準品	15.0	20	10	0.3	0.8	0.4
3等	45	3等標準品	15.0	30	20	0.7	1.7	0.6

規格外-1等から3等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの
 ※1 水分：醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に1.0%を加算したものとす。
 ※2 異物：玄米には、異物として土砂(これに類するものとして政策統括官が定めるものを含む。)が混入してはならない。

○ 主な農産物の検査状況(平成30年産)

(単位:千トン)

	米	麦	大豆	そば
生産量(a)	7,327	940	211	29
検査数量(b)	4,932	1,033	188	26
受検率(b/a)	67%	110%	89%	88%

- (注) 1 米の生産量は、主食用の玄米数量である。
 2 米の検査数量は、うるち、もち及び醸造用を合計した玄米数量である。(もみ及び飼料用(もみ、玄米は除く。))
 3 各農産物とも検査数量には規格外に格付けされたものを含むが、麦の生産量は2等以上等の検査数量をもとに集計しているため、受検率が100%を超えることがある。
 4 米、麦、大豆、そばの検査数量は、確定値の数量である。

○ 民間の登録検査機関の推移

令和2年3月31日現在

年 度	平成21年度	令和元年度
登録検査機関(機関)	1,414	1,739
農産物検査員(人)	14,516	19,403
民間検査比率(%)	100	100
検査場所数(ヶ所)	12,638	14,492

- (注) 1 登録検査機関数は、各県において農産物検査を実施する機関の延べ数である。
 2 民間検査比率は、玄米の検査数量における民間登録検査機関による検査数量の比率である。

○ 米穀の系統別検査数量の比率(平成30年産)

平成31年3月31日現在

	JA系	全集連系	卸・小売	農業法人等	分析機関	合計
検査数量	3,622	398	431	326	154	4,932
割合	73.5%	8.1%	8.7%	6.6%	3.1%	100%

資料：穀物課作成資料

登録検査機関の運営のポイント

- ・ 検査機関として登録を申請する場合は、県域の場合は都道府県、広域の場合は地方農政局に申請。
- ・ 申請を受けた県等は、内容を審査し、要件に適合していると認める場合、検査機関登録台帳に登録、公示。（有効期間は5年）
- ・ 登録検査機関は、農産物検査法に基づく業務規程を定め、これに基づき、検査精度の維持・技術の向上を図るための検査員の教育及び訓練を実施。また、業務規定には内部監査に係る規定を定めることとしている。
- ・ 国及び都道府県は、登録検査機関の事務所に対し、農産物検査法に基づく立入調査を行い、当該業務規程に基づいて業務が行われているかを確認。

業務規程に定める農産物検査の公正な実施のために必要な事項(抜粋)

- ・ 登録機関の長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。
- ・ 指導的農産物検査員は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で登録機関の長を補佐する。
- ・ 登録機関の長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内部監査を定期的実施するものとする。
- ・ 登録機関の長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。
- ・ 登録機関は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

(参考) 農産物検査員の資質の向上について

- 国(地方農政局)は、農産物検査を適切に実施するため、「農産物検査に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第213号、総合食料局長通知)に基づき、全ての登録検査機関(以下「検査機関」という。)の指導的な役割を果たす検査員(以下「指導的検査員」という。)等に対して、都道府県ごとに年2回、検査精度向上研修を実施。
- 検査機関は、業務規程に基づき、所属する農産物検査員に対し、指導的検査員を中心とした内部研修会を開催し、検査技術の維持・向上や不適切な行為の発生予防、防止に努めている。
- さらに、国(地方農政局)は、登録検査機関が農産物検査関係法令に違反したことにより、行政処分又は文書指導を受けた場合には、当該事案に関わった農産物検査員等に対して業務改善研修を実施。

農産物検査員を対象とする研修等

根拠通知	「農産物検査に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第213号、総合食料局長通知)
研修内容	<ul style="list-style-type: none">・農産物検査関係法令及び農産物検査に関する基本要領の解説・検査規格の習熟・違反事例の発生状況、発生原因改善策等の教習・品位格付、銘柄鑑定技術の実技研修 等
習熟状況の確認(知識)	<ul style="list-style-type: none">・筆記試験(出題20問) 関係法令及び農産物検査に関する筆記問題を出題し、習熟状況を確認。
習熟状況の確認(技能)	<ul style="list-style-type: none">・鑑定試験(出題数30問以上) 品位鑑定及び産地品種銘柄鑑定を行い、農産物検査の技能の習熟状況を確認。



【講義】



【鑑定】